

# 教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則の概要について

## 1 規則の改正の必要性について

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」が平成20年11月12日に公布され、平成21年4月1日から施行されている。

この省令の改正に伴い、本県教育委員会規則である「教育職員免許に関する規則」について、所要の改正を行う必要がある。

## 2 県規則改正の内容

### (1) 教育職員検定に係る単位の修得方法の改正

平成18年7月11日中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」において、教員免許の取得に必要な大学等で修得する単位として「教職実践演習」の導入が提言され、今般の省令改正により「教職に関する科目」の一部として新設された。

また、これに併せて、従来の「総合演習」については、修得が必要な単位には位置づけられないこととされた。

県規則における教育職員検定に係る単位修得方法は、省令上の単位修得方法を例として定められているため、「総合演習」に置き換わり「教職実践演習」が新設される今回の省令改正の内容を踏まえて、同様に改正するものである。

### (2) 所要の整理

これまでの法令の改正により、条ずれなどが生じている部位について、訂正を行う。また、様式第20号については、他の同様の様式にあわせて割印を削る。

### (3) 附則の設定

省令では、「総合演習」が設定されている旧教職課程で単位を修得している者がいるため、これらの者が要修得単位を充足するための一定期間について、「教職実践演習」の単位の修得を要しない旨の経過措置が設定されている。

県教育委員会規則においても、同様の経過措置を設定するものである。

## 3 施行期日

公布の日から施行する。

条 例 等 立 案 表

<p>題 名 教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>課 (室) 名 教職員課</p> <p>担当者名 丸笹 良介</p> <p>電話番号 三一二八</p>
<p>制定理由 教育職員免許法施行規則の一部が改正されたことに伴い、教育職員検定に係る単位の修得方法を改める等の必要がある。</p> <p>あらまし</p> <p>一 教育職員免許法施行規則の一部改正に伴い、教育職員検定に係る単位の修得方法を改めることとした。</p> <p>二 その他所要の整理を行うこととした。</p> <p>三 この規則は、公布の日から施行することとした。</p>	<p>予算上の措置</p> <p>関係法令等 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成二十年文部科学省令第三十四号)</p> <p>備 考</p>
<p>法規審議委員会 要・否</p>	<p>備 考</p>

徳島県教育委員会規則第 号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 山田 喜三郎

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則(平成元年徳島県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一中「総合演習」を「教職実践演習」に改め、同備考第一号中「第2条第1項」を「第3条第1項」に改め、同表の二中「総合演習」を「教職実践演習」に改め、同表の三中「総合演習」を「教職実践演習」に改め、同備考中「第3条」を「第4条」に改め、同表の四中「総合演習」を「教職実践演習」に改め、同表の五中「総合演習」を「教職実践演習」に改め、同備考中「第4条」を「第5条」に改め、同表の六中「総合演習」を「教職実践演習」に改め、同備考中「第5条第1項」を「第2条第1項」に改め、同表の七中「総合演習」を「教職実践演習」に改める。  
別表第二中「総合演習」を「教職実践演習」に改める。  
別表第三の(一)備考中「第4条」を「第5条」に改め、同表の二中「第3条第1項」を「第2条第1項」に改める。  
別表第四中「総合演習」を「教職実践演習」に改める。  
様式第二十号中「割印」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成二十五年三月三十一日までに改正前の教育職員免許に関する規則別表第一、別表第二及び別表第四に定める総合演習の単位を修得した者は、改正後の教育職員免許に関する規則別表第一、別表第二及び別表第四に定める教職実践演習の単位を修得することを要しない。

教育職員免許に関する規則 新旧対照表

新										旧									
別表第1（第7条関係） 法別表第3及び同表備考第7号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法 1 小学校教諭1種免許状										別表第1（第7条関係） 法別表第3及び同表備考第7号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法 1 小学校教諭1種免許状									
免許状の種類		小学校教諭1種免許状								免許状の種類		小学校教諭1種免許状							
略										略									
教職に関する科目の内訳	略	略								教職に関する科目の内訳	略	略							
	略	略									略	略							
	略	略									略	略							
	略	略									略	略							
教職実践演習		1	1	1	1	1	1	1		総合演習		1	1	1	1	1	1		
略										略									
備考										備考									
1 教科に関する科目の単位の修得方法については、省令第3条第1項の修得方法を例とする（別表第1の2及び別表第2の1において同じ。）。										1 教科に関する科目の単位の修得方法については、省令第2条第1項の修得方法を例とする（別表第1の2及び別表第2の1において同じ。）。									
2～4 略										2～4 略									
2 小学校教諭2種免許状										2 小学校教諭2種免許状									
免許状の種類		小学校教諭2種免許状								免許状の種類		小学校教諭2種免許状							
略										略									
教職に関する科目の内訳	略	略								教職に関する科目の内訳	略	略							
	略	略									略	略							
	略	略									略	略							
	略	略									略	略							
教職実践演習		2	2	2	2	1	1	1		総合演習		2	2	2	2	1	1	1	
略										略									
3 中学校教諭1種免許状										3 中学校教諭1種免許状									
免許状の種類		中学校教諭1種免許状								免許状の種類		中学校教諭1種免許状							
略										略									
教職に関する科目の内訳	略	略								教職に関する科目の内訳	略	略							
	略	略									略	略							
	略	略									略	略							
	略	略									略	略							
教職実践演習		1	1	1	1	1	1			総合演習		1	1	1	1	1	1		
略										略									

備考

- 1 教科に関する科目の単位の修得方法については、省令第4条の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、同表の第2欄に掲げる科目について修得するものとする（別表第1の4及び別表第2の2において同じ。）。
- 2 略

4 中学校教諭2種免許状

免許状の種類		中学校教諭2種免許状						
略								
教職に関する科目の内訳	略	略						
	略	略						
	略	略						
	教職実践演習	3	2	2	1	1	1	1
略								

5 高等学校教諭1種免許状

免許状の種類		高等学校教諭1種免許状						
略								
教職に関する科目の内訳	略	略						
	略	略						
	略	略						
	教職実践演習	1	1	1	1	1	1	1
略								

備考

- 1 教科に関する科目の単位の修得方法については、省令第5条の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に同じ、同表の第2欄に掲げる科目について修得するものとする（別表第2の3において同じ。）。
- 2 略

6 幼稚園教諭1種免許状

免許状の種類		幼稚園教諭1種免許状	
略			
教職に関する科目の内訳	略	略	
	略	略	
	略	略	

備考

- 1 教科に関する科目の単位の修得方法については、省令第3条の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、同表の第2欄に掲げる科目について修得するものとする（別表第1の4及び別表第2の2において同じ。）。
- 2 略

4 中学校教諭2種免許状

免許状の種類		中学校教諭2種免許状						
略								
教職に関する科目の内訳	略	略						
	略	略						
	略	略						
	総合演習	3	2	2	1	1	1	1
略								

5 高等学校教諭1種免許状

免許状の種類		高等学校教諭1種免許状						
略								
教職に関する科目の内訳	略	略						
	略	略						
	略	略						
	総合演習	1	1	1	1	1	1	1
略								

備考

- 1 教科に関する科目の単位の修得方法については、省令第4条の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に同じ、同表の第2欄に掲げる科目について修得するものとする（別表第2の3において同じ。）。
- 2 略

6 幼稚園教諭1種免許状

免許状の種類		幼稚園教諭1種免許状	
略			
教職に関する科目の内訳	略	略	
	略	略	
	略	略	

内訳	略	略					
	教職実践演習	1	1	1	1	1	1
略							

備考 教科に関する科目の修得方法については、省令第2条第1項の修得方法を例とする（別表第1の7及び別表第2の4において同じ。）。

7 幼稚園教諭2種免許状

免許状の種類		幼稚園教諭2種免許状					
略							
教職に関する科目の内訳	略	略					
	略	略					
	略	略					
	教職実践演習	3	3	2	2	2	1
略							

別表第2（第7条関係）

省令第11条第1項の表備考第3号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

1 小学校教諭1種免許状

免許状の種類		小学校教諭1種免許状					
略							
教職に関する科目の内訳	略	略					
	略	略					
	略	略					
	教職実践演習	1	1	1			
略							

2 中学校教諭1種免許状（省令第11条第1項の表備考第4号の規定の適用を受ける者を含む）

免許状の種類		中学校教諭1種免許状					
略							
教職に関する科目の内訳	略	略					
	略	略					
	略	略					
	教職実践演習						
略							

内訳	略	略					
	総合演習	1	1	1	1	1	1
略							

備考 教科に関する科目の修得方法については、省令第5条第1項の修得方法を例とする（別表第1の7及び別表第2の4において同じ。）。

7 幼稚園教諭2種免許状

免許状の種類		幼稚園教諭2種免許状					
略							
教職に関する科目の内訳	略	略					
	略	略					
	略	略					
	総合演習	3	3	2	2	2	1
略							

別表第2（第7条関係）

省令第11条第1項の表備考第3号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

1 小学校教諭1種免許状

免許状の種類		小学校教諭1種免許状					
略							
教職に関する科目の内訳	略	略					
	略	略					
	略	略					
	総合演習	1	1	1			
略							

2 中学校教諭1種免許状（省令第11条第1項の表備考第4号の規定の適用を受ける者を含む）

免許状の種類		中学校教諭1種免許状					
略							
教職に関する科目の内訳	略	略					
	略	略					
	略	略					
	総合演習						
略							

3 高等学校教諭1種免許状

免許状の種類		高等学校教諭1種免許状			
略					
教職に関する科目の内訳	略	略			
	略	略			
	略	略			
	教職実践演習	1	1		
略					

4 幼稚園教諭1種免許状

免許状の種類		幼稚園教諭1種免許状			
略					
教職に関する科目の内訳	略	略			
	略	略			
	略	略			
	教職実践演習	1	1		
略					

別表第3 (第7条関係)

1 法別表第5の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

- (1) 略
- (2) 高等学校

免許状の種類	高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商業実習を担任する教諭
略	

備考

1 看護実習、家庭実習、情報実習又は福祉実習の教科に関する科目の単位の修得方法については、省令第5条の表の第1欄に掲げる実習に係る免許教科の種類に応じ、同表の第2欄に掲げる科目のうち3科目以上の科目にわたり、それぞれ最低1単位以上修得するものとする。

この場合において、看護実習にあつては、同表第2欄に掲げる看護実習の科目の単位

3 高等学校教諭1種免許状

免許状の種類		高等学校教諭1種免許状			
略					
教職に関する科目の内訳	略	略			
	略	略			
	略	略			
	総合演習	1	1		
略					

4 幼稚園教諭1種免許状

免許状の種類		幼稚園教諭1種免許状			
略					
教職に関する科目の内訳	略	略			
	略	略			
	略	略			
	総合演習	1	1		
略					

別表第3 (第7条関係)

1 法別表第5の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

- (1) 略
- (2) 高等学校

免許状の種類	高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商業実習を担任する教諭
略	

備考

1 看護実習、家庭実習、情報実習又は福祉実習の教科に関する科目の単位の修得方法については、省令第4条の表の第1欄に掲げる実習に係る免許教科の種類に応じ、同表の第2欄に掲げる科目のうち3科目以上の科目にわたり、それぞれ最低1単位以上修得するものとする。

この場合において、看護実習にあつては、同表第2欄に掲げる看護実習の科目の単位

は、同欄に掲げる科目のうち看護実習以外の科目の単位をもって替えることができる（別表第3の2において同じ。）。

- 2 農業実習、工業実習、商業実習、水産実習又は商船実習の教科に関する科目の単位の修得方法については、省令第5条の表の第1欄に掲げる実習に係る免許教科の種類に応じ、同表の第2欄に掲げる科目について農業、工業、商業、水産又は商船の関係科目4単位及び職業指導1単位を修得するものとする（別表第3の2において同じ。）。

2 法附則第9項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

免許状の種類	高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商業実習を担任する教諭
	1種免許状
在職年数	法附則第9項の表の第3欄に定める在職年数
略	

別表第4（第7条関係）

法別表第6の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

1 養護教諭1種免許状

免許状の種類		養護教諭1種免許状			
略					
教職に関する科目の内訳	略	略			
	略	略			
	略	略			
	教職実践演習	1			
略					

備考 略

2 養護教諭2種免許状

免許状の種類		養護教諭2種免許状			
略					

は、同欄に掲げる科目のうち看護実習以外の科目の単位をもって替えることができる（別表第3の2において同じ。）。

- 2 農業実習、工業実習、商業実習、水産実習又は商船実習の教科に関する科目の単位の修得方法については、省令第4条の表の第1欄に掲げる実習に係る免許教科の種類に応じ、同表の第2欄に掲げる科目について農業、工業、商業、水産又は商船の関係科目4単位及び職業指導1単位を修得するものとする（別表第3の2において同じ。）。

2 法附則第11項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

免許状の種類	高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商業実習を担任する教諭
	1種免許状
在職年数	法附則第11項の表の第3欄に定める在職年数
略	

別表第4（第7条関係）

法別表第6の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

1 養護教諭1種免許状

免許状の種類		養護教諭1種免許状			
略					
教職に関する科目の内訳	略	略			
	略	略			
	略	略			
	総合演習	1			
略					

備考 略

2 養護教諭2種免許状

免許状の種類		養護教諭2種免許状			
略					



教職に 関する 科目の 内訳	略	略			
	略	略			
	略	略			
	略	略			
	教職実践演習	2	1	1	
略					

別表第5 ～ 別表第7 略

様式第1号 ～ 様式第19号 略

様式第20号 (第14条関係)

(教育職員) 免許状	
本籍地	
氏名	
年 月 日生	
右の者に教育職員免許法施行法第二条の定めるところにより (左記の教科について) (教育職員) 免許状を授与する	
(記)	
年 月 日	
徳島県教育委員会 印	
(番号)	
授与条件	

備考 様式第十九号の備考はこの様式について準用する。

教職に 関する 科目の 内訳	略	略			
	略	略			
	略	略			
	略	略			
	総合演習	2	1	1	
略					

別表第5 ～ 別表第7 略

様式第1号 ～ 様式第19号 略

様式第20号 (第14条関係)

(教育職員) 免許状	
本籍地	
氏名	
年 月 日生	
右の者に教育職員免許法施行法第二条の定めるところにより (左記の教科について) (教育職員) 免許状を授与する	
(記)	
年 月 日	
徳島県教育委員会 印	
(番号)	
授与条件	

備考 様式第十九号の備考はこの様式について準用する。